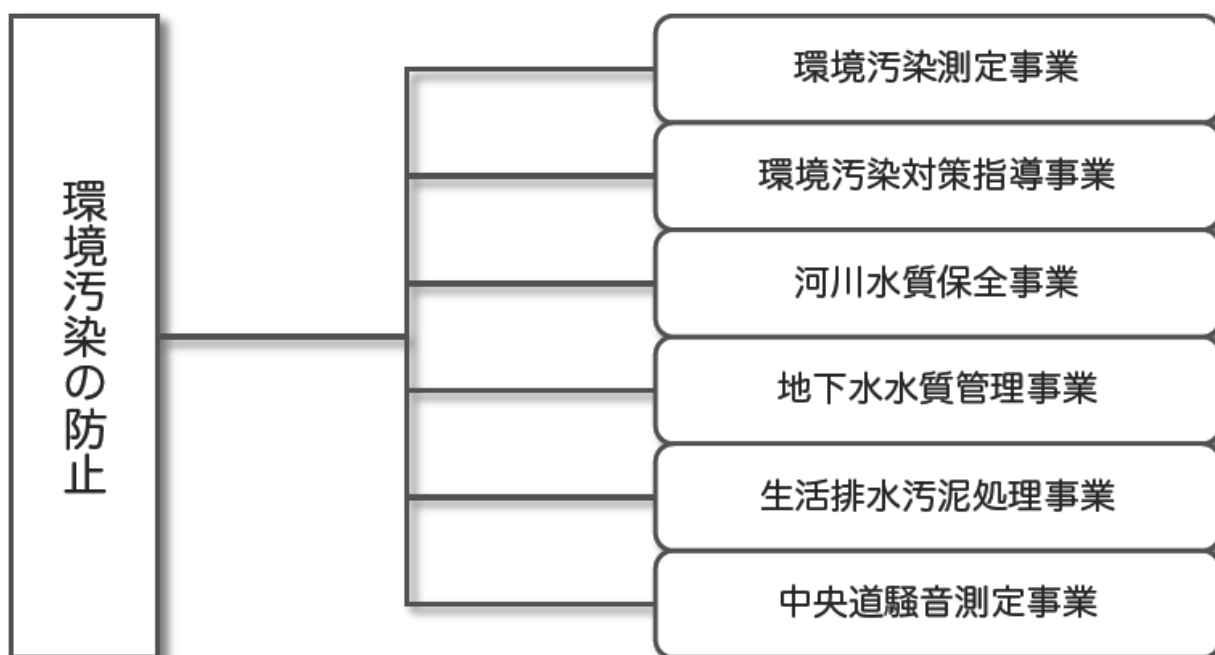


基本施策 4 環境汚染の防止

1 施策の柱と事業の構成



2 施策指標の達成状況

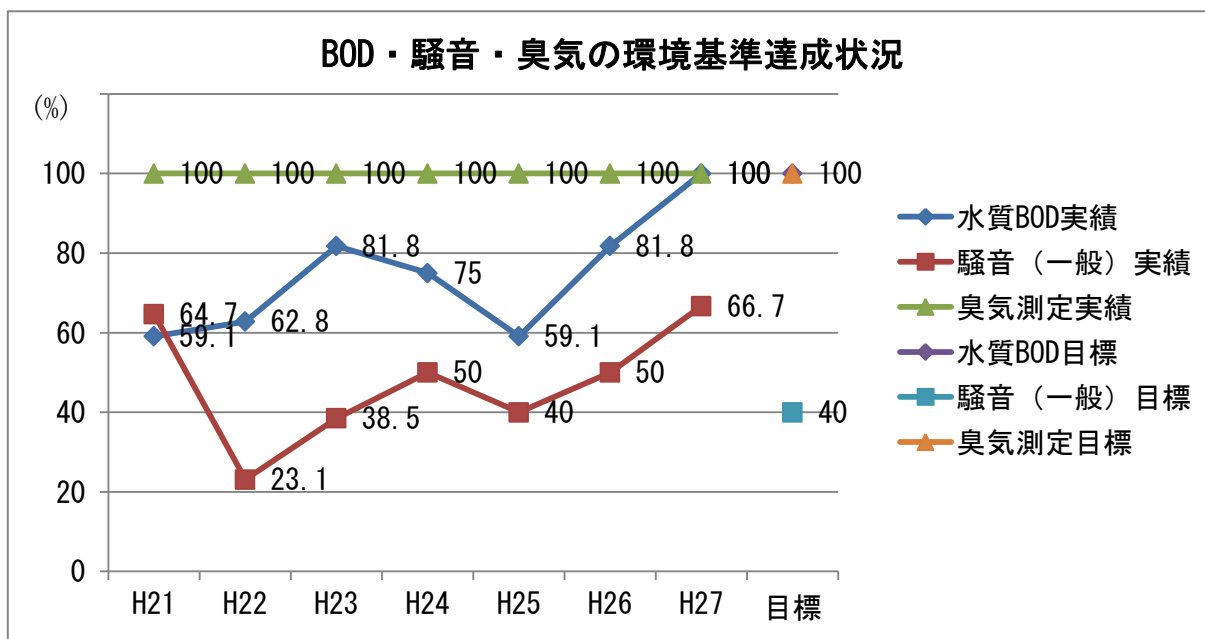
施策指標	単位	H22 年度 実績	H27 年度 実績	H28 年度 目標	達成 状況
水質 BOD の目標達成率	%	62.8	100	100.0	◎
騒音(一般)の目標達成率	%	23.1	66.7	40.0	◎
臭気 の目標達成率	%	100	100	100	◎
環境汚染に関する苦情件数	件	121	221	100	×
(その解決率)	(%)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	○

達成状況 ◎：目標達成で、改善傾向

○：目標達成で、横ばい又は悪化傾向

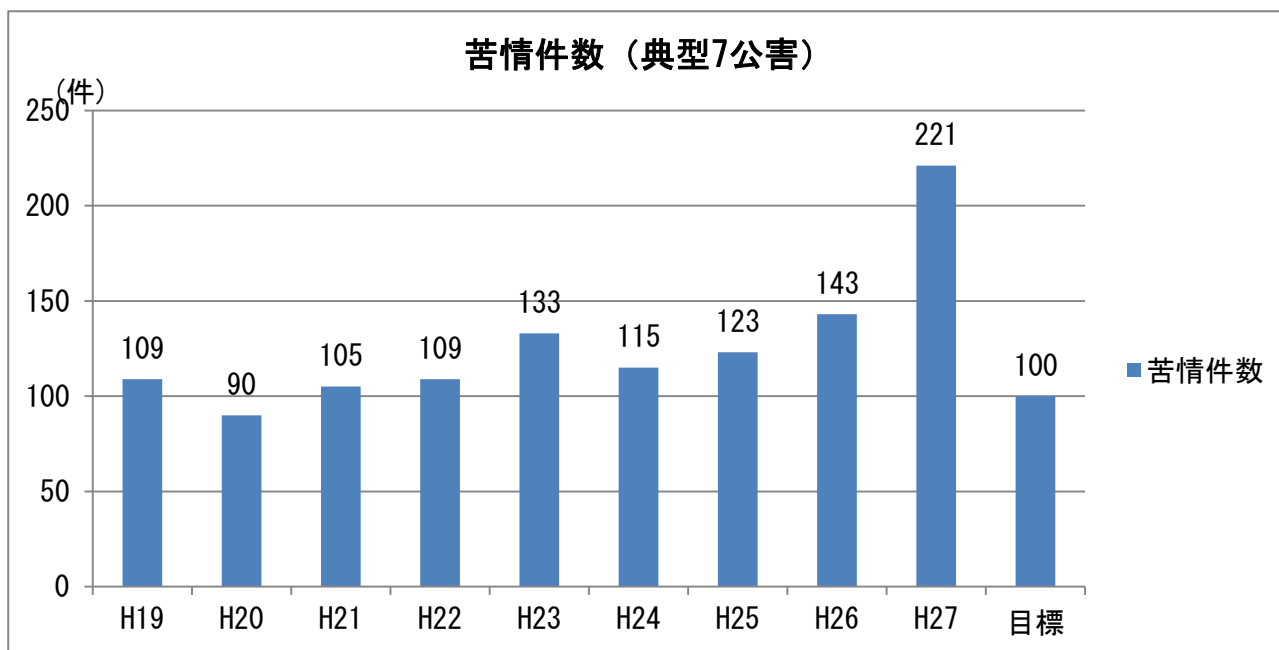
△：目標未達成だが改善傾向

×：目標未達成で、横ばい又は悪化傾向



飯田市では、市内各所で①水質 ②一般的な騒音 ③臭気について、環境省が定める基準に沿って計測を行っており、水質については44か所、騒音については12か所、臭気については6か所、それぞれ長期に渡り同じ地点で継続して測定を行っています。上記グラフは、測定した結果が環境基準よりも適切な値であった割合の推移を示しています。計測した季節、天候等の諸条件によりふれ幅は年ごとに若干でありますが、長期間の平均値から見ると概ね一定の範囲内に収まっていると考えることができます。

今年度の計測結果だけで見れば、水質・騒音・臭気において環境基準を達成した測定箇所数が目標値に達していることから、近年の飯田市の生活環境等は良い傾向にあると推測されます。



典型7公害とは、事業活動など人の活動に伴って相当の範囲にわたって生ずる、①大気の汚染 ②水質の汚濁 ③土壌の汚染 ④騒音 ⑤振動 ⑥地盤の沈下 ⑦悪臭を指しており、これらによって、人の健康や生活環境に関する被害が生じないようにすることが環境基本法の中でも求められています。

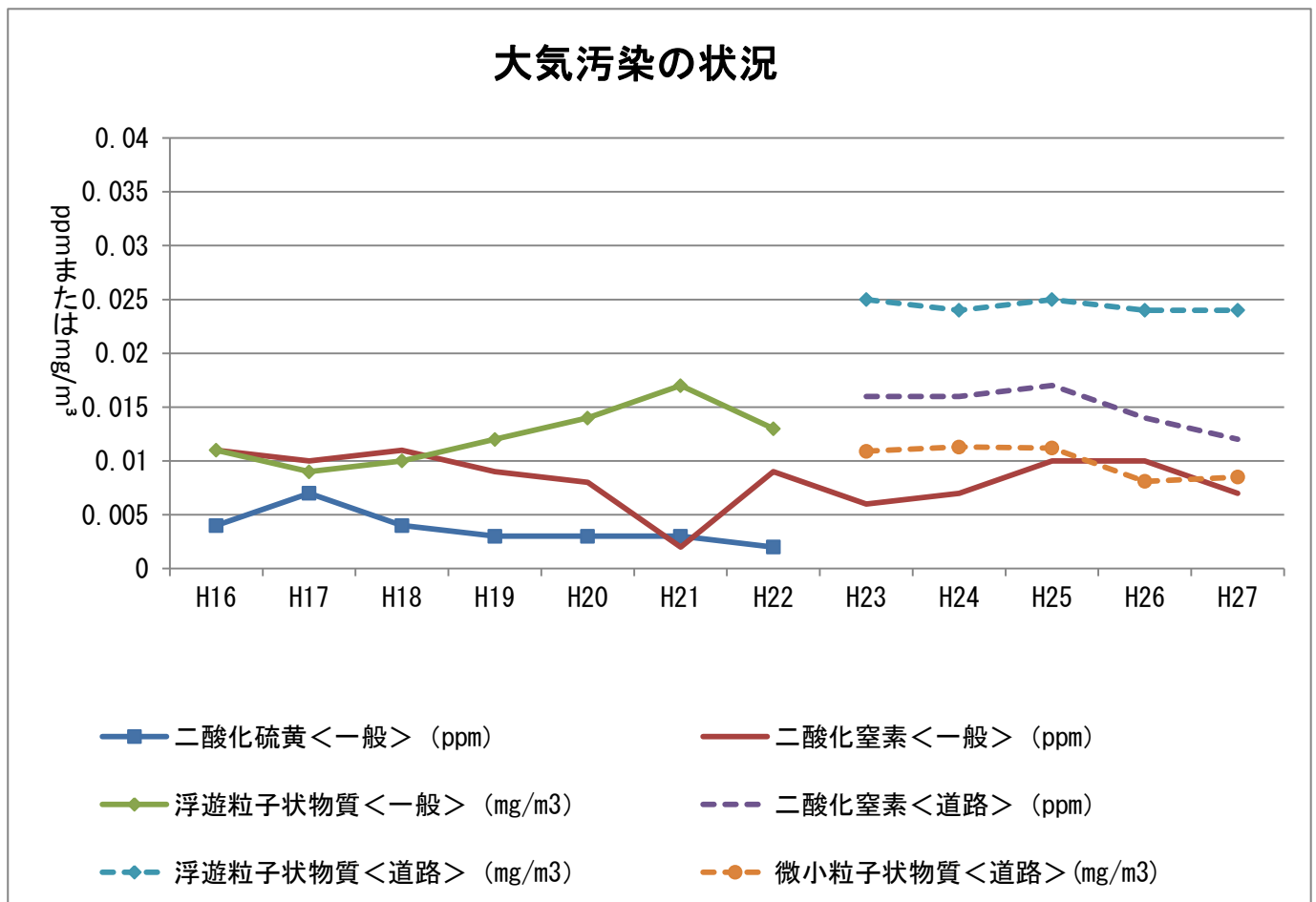
市では、公害に関する広範な通報を受け付けておりますが、特に大気汚染・水質汚濁・騒音・悪臭についてが通報のほとんどを占めており、近年はこれらの対応を主に取り扱うことが多くなっています。特に、平成5年度の報告と比較すると、大気汚染や水質汚濁の件数が非常に増えています。ここで言う大気汚染というのは、野焼きを行う際の対応、水質汚濁については、公共用水等への水質汚濁に関することが多く、事故により発生する対応も当然ありますが、市民同士の通報も増加傾向にあります。

特に、住宅密集地における野焼きは、周辺住民に対して、発生する煙や悪臭などの影響を与えます。屋外でごみを燃やすことは、庭木の剪定枝や落葉、農作業に伴う剪定枝や草、わらなどの例外を除いて法律で禁止されております。中には法律で禁止されている家庭ごみの焼却をされる方も後を絶たないのが現状です。

市では、地域の自治組織と共に、「環境面」と「防災面」から野焼き等の野外焼却自体の減少に向けて、意識高揚の啓発に取り組んでいきたいと考えており、そのために必要な対策等を講じていきます。

3 施策を取り巻く状況の推移

(1) 大気汚染の防止



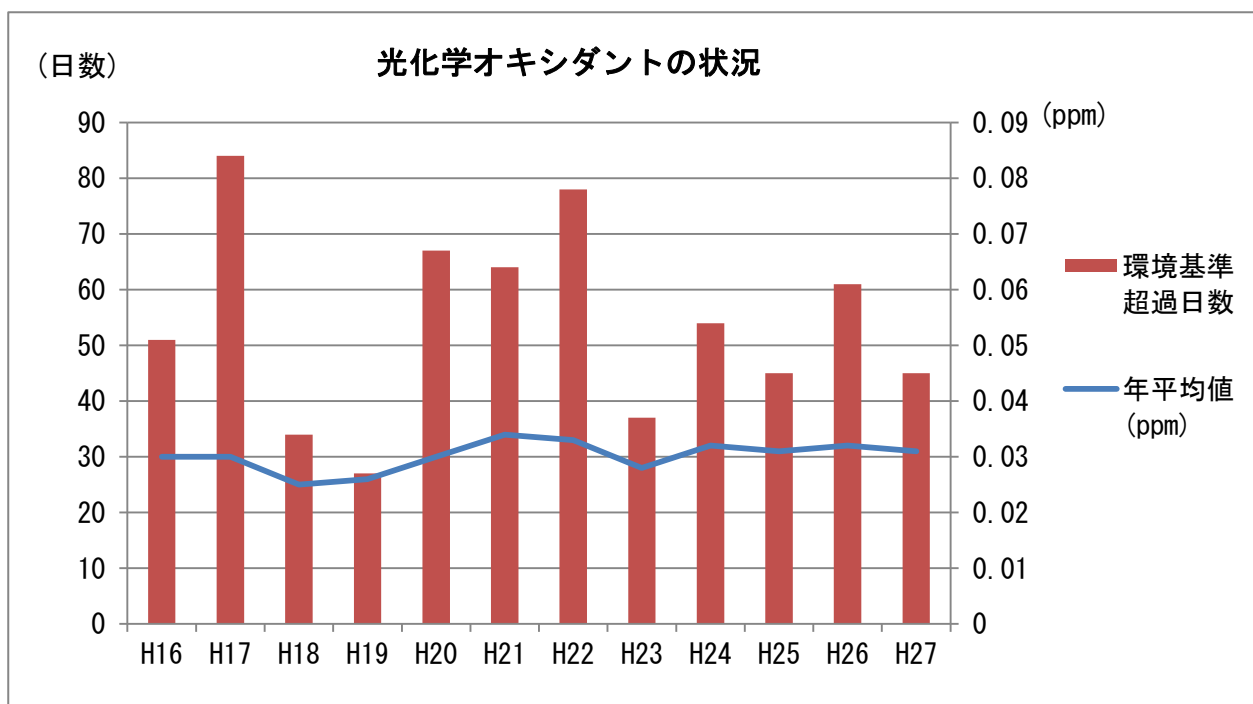
※上記グラフにおいて、微小粒子状物質<道路>のみ

環境基準（1日平均値）：二酸化硫黄 0.04(ppm)、二酸化窒素 0.04(ppm)、浮遊粒子状物質 0.10(mg/m³)
 微小粒子状物質<道路> 0.035(mg/m³)

大気環境の状況は、長野県により観測されています。平成23年度以降は、自動車排出ガスによる道路周辺の大気環境の測定を行うようになりました。

近年計測している3つの物質（二酸化窒素・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質のことで、グラフ上では右側の3本の点線）は、呼吸等で高濃度の摂取があった場合、主にのど・気管・肺等の呼吸器系へ影響を与え、呼吸器疾患・花粉症・肺がんに至る可能性が指摘されています。

平成23年度からの観測結果によれば、毎年環境基準の範囲内であり、高い値が観測されやすい道路周辺での大気環境が特に問題ないことから、飯田市内の大気状況も良好に安定していると考えられます。



環境基準（1日平均値）：光化学オキシダント 0.06(ppm)

光化学オキシダントは、工場の煙や自動車の排気ガス等に含まれている酸化力の強い幾つかの物質を総称したもので、大気中にオキシダントの濃度が高くなると光化学スモッグが発生します。

光化学スモッグは、直接外気に触れる目と、空気が通る呼吸器に影響を与え、症状としては目の痛み・咳・気分が悪くなるという軽症から、呼吸困難・嘔吐・頭痛・意識障害といった重症を引き起こすことがあります。特に、アレルギーを持つ人は、より強い影響を受ける可能性があります。

そのため、環境省は、光化学オキシダントに対しての環境基準を人の健康を保護する上で望ましい基準として、1時間の計測値が0.06ppm以下と定めるなど厳しい値としています。また、光化学オキシダントの大気中濃度が高くなってきた場合には、注意報（大気中濃度が0.12ppmを超えて継続している場合に発令）・警報（大気中濃度が0.24ppmを超えて継続している場合に発令）が県から発令されます。注意報は、感受性の高い人が刺激を感じる恐れがあるため、予防の観点から発令が行われることになっています。長野県では平成20年に佐久地域で注意報が発令されて以降、発令の実績はありません。

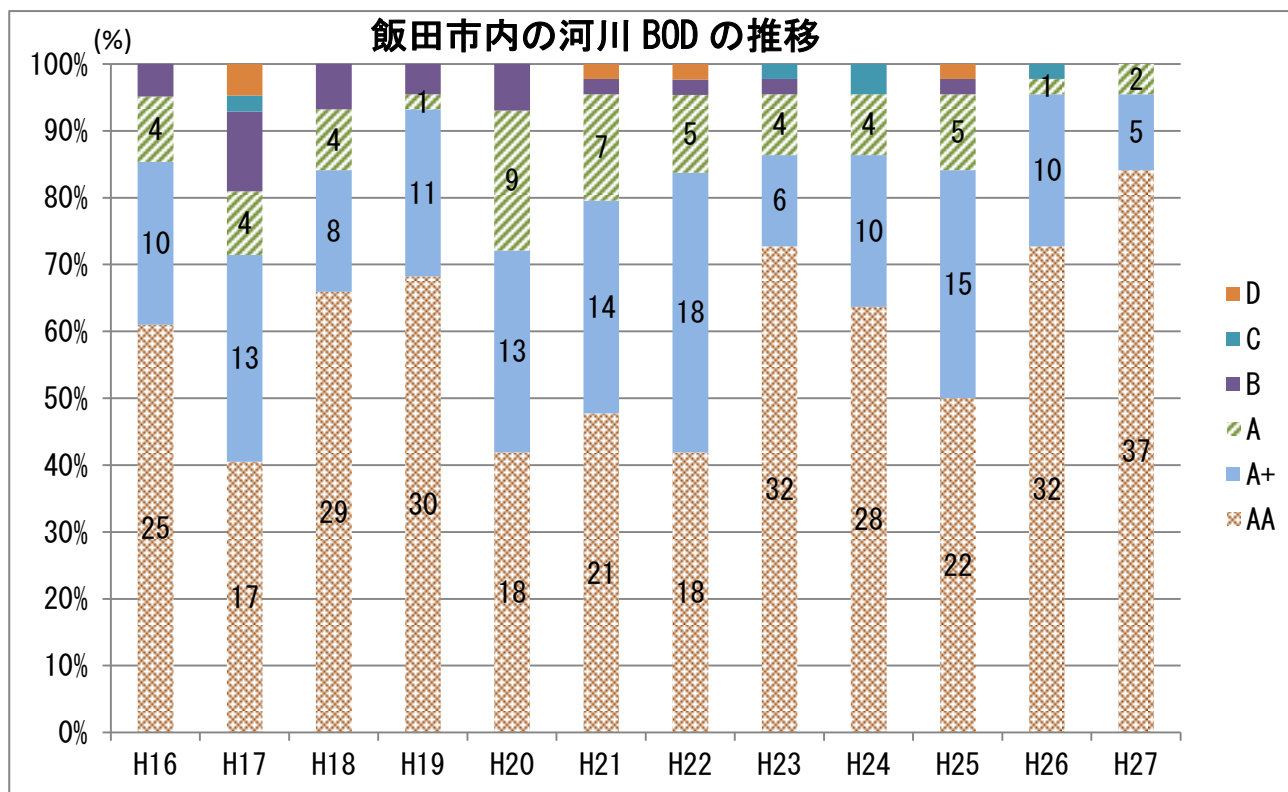
飯田市における光化学オキシダントの状況（上記グラフ）は、年間を通じ、平均値は0.03ppm付近で安定しています。

また、光化学オキシダントの1時間当たりの値が環境基準を一度でも超過した日の年間累計日数は、長期間で見ると50日前後であり、平成27年度の実績は45日となりました。この理由としては、光化学オキシダントの大気中濃度は、気温が高い、日差しが強い、風が弱い等の状況下で高くなり、一時的に厳しく設定されている環境事基準値を超えることがあるためです。しかし、それでも注意報が発令される程の濃度に至ることはなく、大気環境が良好な日が続いていることが分かります。

(2) 河川水質の維持向上

※水質類型別地点数（松川4地点を含む）

類型	AA	A+	A	B	C	D	計
BOD 値	1.0 以下	1.5 未満	2.0 以下	3.0 以下	5.0 以下	8.0 以下	
地点数	37 地点	5 地点	2 地点	0 地点	0 地点	0 地点	44 地点



BOD とは水の汚染を表す指標ひとつです。川の中の微生物（細菌）が水中に存在する汚濁物質（有機物）を分解するときには、人が呼吸をするように酸素を使います。そのため有機物多いことで水質が悪化する場合はこの値が高くなり、いわゆる清流ではこの値が低くなります。

BOD 値の値で分類したものが上記グラフになります。AA が最も低い値（水質汚濁がほぼない）で、D が最も高い値（水質汚濁が進んでいる）です。

測定回数の少ない地点も含まれており、年度により上下動がありますが、平成 27 年度は、前年に引き続き水質 A 以上の河川が多くなっており、特に AA（最上級の状態）である観測値が多く報告されています。この値は、飯田市内のいくつかの川では、水生昆虫が多く生息できることや、それに伴いヤマメ、イワナ、アユといった魚が生息できる環境や私たちが水に親しみやすい環境であることを示しています。このことから現状飯田市内の河川は良質な水質を保っていることが分かります。

(3) 騒音の防止

ア 一般地域環境基準達成状況

		◎	○	△	×
		直近5回は 基準以内	直近5回のうち 4回基準以内	直近5回のうち 3回基準以内	直近5回のうち 基準以内2回以下
環境基準 達成地点数	昼	2地点	2地点	1地点	1地点
	夜	1地点	2地点	1地点	2地点

騒音測定値別地点数

測定値	～45	45～50	50～55	55～60	60～65	65～70	70～
昼	0地点	1地点	1地点	4地点	0地点	0地点	0地点
夜	2地点	3地点	1地点	0地点	0地点	0地点	0地点

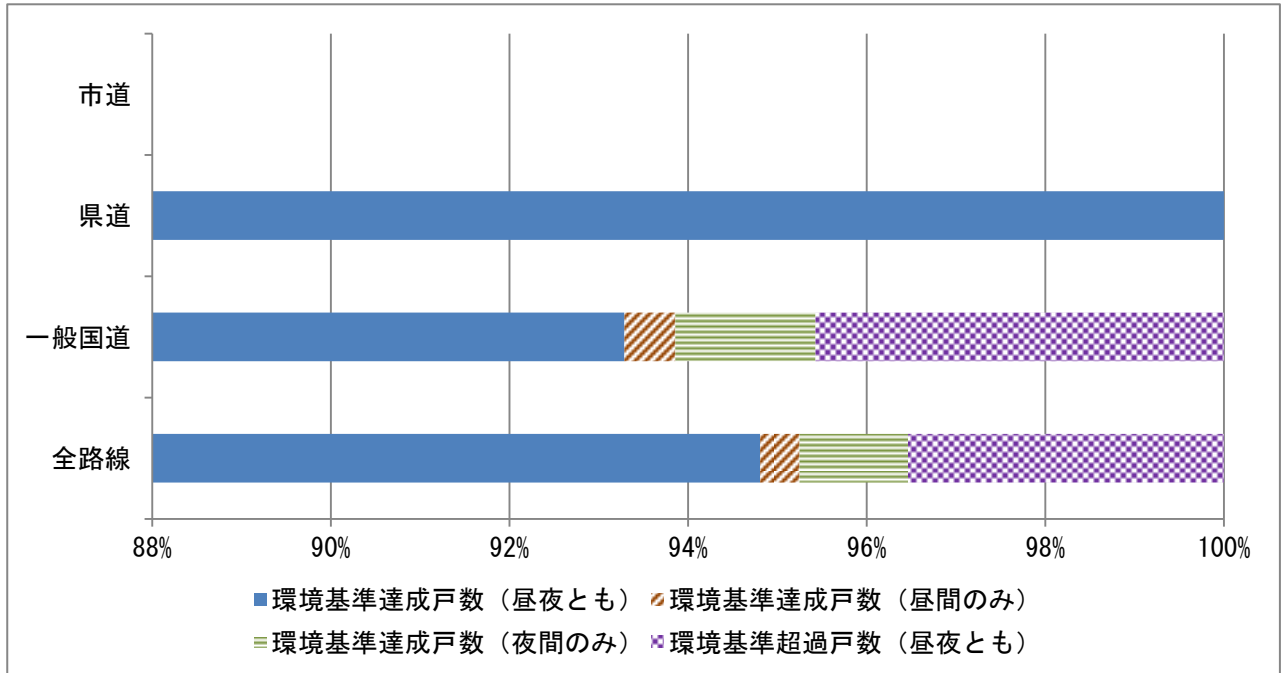
イ 道路騒音

測定地点	路線名	単位:dB		評価 対象 住居等 戸数	環境基準 達成戸数 (昼夜とも)	環境基準 達成戸数 (昼間のみ)	環境基準 達成戸数 (夜間のみ)	環境基準 超過戸数 (昼夜とも)	環境基準 達成率 (%)	測定 年度
		等価騒音 レベル 昼間	等価騒音 レベル 夜間							
飯田市北方3853	国道153号	72	67	65	36	3	10	16	55.4	2012
飯田市北方3852-22	国道153号	71	64							2012
飯田市鼎東鼎103-3	国道151号	68	62	97	96	0	1	0	99	2012
飯田市鼎切石4340-1	国道151号	66	60							2012
飯田市鼎切石4336-1	国道256号	71	66	83	68	0	0	15	81.9	2012
飯田市北方	国道256号	71	67							2012
飯田市北方	国道153号	67	59	7	7	0	0	0	100	2013
飯田市大久保町	国道153号	66	60							2013
飯田市大久保町	国道256号	68	61	71	70	0	0	1	98.6	2013
飯田市上郷黒田	国道256号	68	61							2013
飯田市上郷黒田	県道15号	71	62	135	135	0	0	0	100	2013
飯田市上郷別府	県道15号	72	64							2013
飯田市上郷別府	国道153号	70	65	52	52	0	0	0	100	2014
飯田市上郷別府	国道153号	69	65							2014
飯田市松尾久井	国道151号	71	65	123	123	0	0	0	100	2014
飯田市松尾久井	国道151号	69	64							2014
飯田市羽場町2丁目13	県道15号	67	59	70	70	0	0	0	100	2014
飯田市羽場町1丁目12	県道15号	67	58							2014
飯田市北方	国道153号	71	66	47	47	0	0	0	100.0	2015
飯田市育良町3丁目1	国道153号	72	65							2015
飯田市上郷 飯沼	国道153号	72	68	33	32	1	0	0	97.0	2015
飯田市上郷 飯沼	国道153号	70	66							2015
飯田市松尾城	国道256号	71	63	122	122	0	0	0	100.0	2015
飯田市松尾城	国道256号	68	61							2015

騒音測定に関しては、交通量の多い交差点周辺での測定を2012年度から5年間の計画で実施しています。これは、騒音規制法の規定に基づく幹線道路の自動車騒音状況について常時監視を行う事業として国から権限移譲を受けて実施しています。

平成27年度は、国道153号沿い付近では北方で1箇所、育良町3丁目1で1箇所、上郷飯沼で2箇所、国道256号沿い付近では松尾城で2箇所、併せて6箇所道路騒音の測定を行いました。測定の結果、該当する範囲内の202戸のうち、上郷飯沼の1戸においては、昼間に環境基準値を超えていることが分かりましたが、近年の測定結果ではほぼ環境基準を達成している結果が出ております。今後も継続した測定を行い、騒音被害の把握と監視に努めてまいります。

【道路に面する地域における環境基準の達成状況】



全路線で約95%が環境基準を達成していますが、5年計画における測定であるため単年度の結果に捉れず、飯田市全域の騒音改善に努めてまいります。

4 各事業の実施状況

事務 事業名	地下水水質管理事業	自動車騒音常時監視事業
担当課	環境課	環境課
全体 概要	<p>地下水水質管理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水(井戸水)の汚染状況の把握 ・定期モニタリング調査を実施 ・井戸水を使用している家庭を対象に水質検査の斡旋 ・上水道、簡易水道の給水が困難な井戸水利用者への検査費用の助成 ・地下水賦存量と水質状況の把握 ・地下水モニタリング調査 	<p>騒音規制法の規定に基づく幹線道路の自動車騒音状況について常時監視を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度までの間、長野県では環境省の示す面的評価は未実施 ・県では5年間で市内 21 カ所を測定し地点評価を実施 ・平成 24 年度より国からの移譲を受けて主要な国県道に関する騒音測定(面的評価)を実施 対象指定:10,000 台/日 以上の交通量がある全対象箇所を類型指定とそれ以外の指定に分けて 5 カ年で測定実施 ・対象箇所:平成 22 年度道路交通センサスのデータに基づき測定箇所の見直しあり <p>【根拠法令】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 105 号)に基づき一般市へ移譲</p> <p>【財源】 一般財源としているが、国による交付税措置が見込まれる</p>
実績	<ol style="list-style-type: none"> 1 地下水定期モニタリング調査と公表の実施(モニタリング箇所…座光寺、松尾久井、伊賀良、川路、龍江、鼎、上郷) 2 飲用井戸水検査の斡旋 3 上水道、簡易水道の供給困難な井戸水利用者への検査費用の助成 4 地下水モニタリング(賦存量・水質等)調査の実施「リニア関係」 	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車騒音測定業務委託 一般国道(153号・256号、他) 2 自動車騒音面的評価業務委託 3 面的評価支援システム入力業務(環境省報告)
指標値	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査箇所数 7箇所 2 検査件数 235 件 3 補助金交付件数 4件 4 調査箇所決定 計測開始 	<ol style="list-style-type: none"> 1 騒音測定箇所数 3件 2 騒音値評価 1件 3 データ入力 1件
決算額	1,329(千円)	1,890(千円)

事務 事業名	河川水質保全事業	環境汚染測定事業
担当課	環境課	環境課
全体 概要	河川水質測定及び保全事業 ① 定点観測による河川水質測定の実施 ② 測定検査結果の公表 ③ 河川の水質改善対策のために資料提供を行う ④ 市街地河川(松川)の河川浄化に対する地域活動への支援 ⑤ 緊急的な水質汚濁の発生等に伴う河川水質測定の実施	環境汚染測定事業 定点観測による騒音・悪臭などの実態を把握 観測結果を環境レポートで公表します。
実績	河川水質測定及び保全事業 1 河川水質検査(定点観測)実施…延べ 70 河川 78 カ所 (1) 主要河川…24 河川 (26 箇所 145 項目) (2) 一般河川…44 河川 (50 箇所 50 項目) (3) 特別河川…2河川 (2箇所4項目) 2 松川水環境保全推進協議会の活動支援 (1) 外来植物の駆除活動 (2) 松川健康診断(水生生物観察会) (3) 河川美化活動 (4) 先進事例視察研修活動	環境プランに基づく環境汚染測定 1 騒音測定の実施(主要道路に面する地域6カ所) 2 臭気測定の実施(6箇所) 3 必要に応じた環境汚染測定の実施
指標値	1 実施項目数 199 件 2 活動数 4回	1 騒音測定 7件 2 臭気測定 9件
決算額	3,372(千円)	1,852(千円)

事務 事業名	環境汚染対策指導事業	生活雑排水汚泥処理事業
担当課	環境課	環境課
全体 概要	<p>環境汚染対策指導事業 実態把握と指導を実施します。</p> <p>①騒音・悪臭等環境汚染の発生情報把握及び解決を図る</p> <p>②環境汚染の発生予防</p>	<p>生活雑排水汚泥処理事業 河川の水質汚濁防止のため、飯田市環境保全条例に基づき、簡易浄化槽の設置及び適正な維持管理の啓発を行いつつ、生活雑排水汚泥の運搬・処分を行う事業です。</p> <p>市では生活雑排水については処理施設を有していないため、市が事業者に委託して雑排水汚泥の運搬・処分を行っています。</p> <p>なお、皆水洗化された時点において、簡易浄化槽の生活雑排水汚泥処理事業は廃止になります。</p>
実績	<p>1 苦情発生元への対応(改善指導等)</p> <p>2 環境汚染防止の啓発(広報等)</p> <p>3 建築確認申請に関する指導</p> <p>4 屋外堆積場に関する指導</p>	<p>1 適正な維持管理の啓発</p> <p>2 汚泥の汲み取り</p> <p>3 汚泥の適正処理</p>
指標値	<p>1 受付件数 346 件</p> <p>2 啓発回数 20 回</p> <p>3 申請件数 140 件</p> <p>4 届出件数 5件</p>	<p>1 啓発回数 1回</p> <p>2 汲み取り件数 1,093 件</p> <p>3 汚泥処理量 261.5 m³</p>
決算額	0(千円)	2,144(千円)